CFTニュース&息抜き(10月)

全日本コーヒー公正取引協議会(コーヒー公取協)に寄せられた問い合わせなど を、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

- 1. 2024年9月の気になる問合せ
- (1) 某テレビが、日本の大手飲料メーカーの出資する米国企業が、「ナツメ グやヒマワリなどの食品廃棄物を利用して代替コーヒーを販売した」と いうニュースを流していた。コーヒー豆を原料としないものをコーヒー 名称で販売してよいのか。地球環境に配慮した製品とのことだが、コーヒ ー生豆の栽培に携わる途上国等への影響も危惧される。当該企業は環境 配慮を謳いあげるがコーヒー栽培地への影響も考慮すべき。
 - ⇒ 1 全日本コーヒー公正取引協議会はコーヒー公正競争規約(消費者 庁長官及び公正取引委員長の認定)の定義において、レギュラーコー ヒー及びインスタントコーヒーは「コーヒーノキの種実を精製した もの」としています。
 - 2 また、日本政府が加盟する国際コーヒー機関の「2022 年国際コーヒー協定」第29条(1)は、「加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十五パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努める。」としている。
 - 3 加えて、日本標準産業分類(総務省統計局)は以下のように産業分類を行っています。

中分類 1 0 - 飲料・たばこ・飼料製造業 103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く)

1031 製茶業 (省略)

1032 コーヒー製造業

主としてコーヒー生豆をばいせん(焙煎),粉砕して荒び きコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所 をいう。

以上のように、コーヒーでない農産物を使用して「コーヒー」 と称するのは無理があるように感じます。

4 行政サイドは明確にコーヒーの定義を定めていないように感じますが、外務省のホームページには国際コーヒー協定の趣旨が記載されており、「コーヒー生産国の大半を占める開発途上国の発展」に資するよう求めています。

食品を担当する行政の食品に対する定義は、以下のようです。

- 名称は、その内容を表す一般的な名前で表示する
- 主要原材料名を冠する場合は、主要原材料と一致させる
- 新製品で名称が広く通用しない場合、社会通念上判断できる内容であれば名称として認められる
- 5 近年の気候変動は農産物栽培に大きな影響を及ぼしており、コー ヒーやカカオなどの熱帯産品について代替品の研究が行われている と承知しています。

本製品がコーヒー栽培地の拡大を抑止し環境に資するかどうかは 即断できません。コーヒー豆収穫は人手を利用することも多いと聞 きます。コーヒー栽培が熱帯雨林を侵食しているかは知りません。

6 国際コーヒー機関(ICO:1963年設立)は、米国の主導で中南米のコーヒー生産者の生活安定と生産国の安定を願って設立されましたが、トランプ大統領が大統領に就任すると脱退しました。トランプ氏のパリ協定(国連気候変動枠組み条約締約国会議で採択)からの離脱

も有名です。代替品の開発企業が米国と聞いて理解できるものがあります。

- (2) 当社のコーヒー製品にフェアトレードマークを付さないかという提案があった。仲間に聞いたところ説明が付くのか、と言われたがマークを購入すれば相手側が対応してくれるようであった。実際はどうなのか。コーヒー公取協の考えを聞きたい。
 - ⇒ 昨年も同様の質問がありましたが、コーヒー公取協はレインフォレストマークやフェアトレードマークなどには一切関与していませんのでわかりません。

近年、「ビジネスと人権」に関心が高まりコーヒー産地の児童労働を含む労働問題や熱帯雨林地域の開発によるコーヒー栽培に関心が向けられるようになってきています。

お問い合わせのマークについてはどのような意味でフェアトレードとするのか御社でよく確認してください。マークを付す場合、御社が販売するコーヒー豆はフェアトレードマークを薦める者が産地などを管理し調達した特定のコーヒー豆でなければならないのでないでしょうか。 通常ルートで入手できるコーヒー豆では、単に免罪符 (贖宥状) や企業イメージアップとして付しているのでないか、との指摘や説明責任の問題が出てくる恐れがあります。 景品表示法上の優良誤認の問題も生じかねません。

マークを付すのであれば当該コーヒー豆について御社がサプライチェーンをチェックし、後ろ指を刺されないようにする必要があります。

以前、NHKのBS番組で「苦い紅茶」というフェアトレードマークを付した紅茶について、N国の紅茶販売の大企業と紅茶農園の労働者について放映していましたが、両者のギャップはまさに「苦い紅茶」でありマークについて考えさせられました。

2. コーヒーを巡るいろんな状況

「10月1日国際コーヒーの日」は2014年3月開催の国際コーヒー機関理事会の民間部門 (PSCB) の会議の場で決まった。ドイツの代表が佐伯全協参与に「日本はコーヒーの日を決めているか?」、「10月1日にしている。」という話から始まり、米国は「グーグルが9月某日としている。」などなどの話

があったが、日本が1983年からスタートしているという歴史が EU やスイスの賛同を得て、10月1日を「国際コーヒーの日」に定め、第1回をイタリアミラノで開催されるミラノ国際博覧会の場とすることになった。

2009年に日本政府は国際コーヒー機関を脱退したが、2015年5月に国会で「2007年国際コーヒー協定」を批准し、7月に再加盟となった。この意味でも「国際コーヒーの日」のキックオフはコーヒー関係者にとり記念すべきことであった。CFT子はこの一連の流れを見ていたが、コーヒー事業者の真摯な努力が「国際コーヒーの日」の制定につながったと考えている。

本年も10月1日に合わせ関連イベントを行った異業種があるが、千葉市が市役所のイベント会場において「千葉市国際コーヒーの日」を実施しており、コーヒー業界にはありがたいことである。

9月26日に袴田事件の被告袴田巌さんが無罪になった報道はうれしかった。岩波新書「誤った裁判」(上田誠吉、後藤昌次郎 著)の二俣事件には静岡県警には逮捕すれば拷問や証拠品の捏造で容疑者を有罪に落とし込む伝統があるとの趣旨の記載があり、主導したのは K 林警部補とある。袴田さんはこの伝統の被害者であったのかもしれない。高齢のお姉さまは弟の無罪を信じて生きてこられたのだろう。村木厚子さんの件でも検事が証拠の捏造に勤めていたとあり、寒々としたものを感じる。ただ、横浜の機械メーカーの不正輸出の冤罪事件では警察側から「捏造」との批判が出たようであり、良心に従う警察関係者がいることに安心した。

まだ暑いが、もうすぐ気温も下がりコーヒーの美味しい季節になるだろう。 (10月2日記)